# 追加型証券投資信託 (○○○ファンド) 約 款

## 第1条から第20条 (略)

(運用の基本方針)

第 21 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指 図を行ないます。

第 22 条以降 (略)

## 運用の基本方針

約款第21条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、アジア(日本を除きます。以下同じ。)およびオセアニアの主な株式市場全体の動きを上回る投資成果をめざして運用を行ないます。

#### 2. 運用方法

(1) 投資対象

アジアおよびオセアニアの株式を主要投資対象とします。

- (2) 投資態度
  - ① 主としてアジアおよびオセアニアの株式に投資することにより、投資成果が中長期的に○ ○○指数を上回ることをめざして、アクティブ運用を行ないます。
  - ② 株式への実質投資比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。
  - ③ ○○○○指数の算出対象国・地域以外のアジアおよびオセアニア諸国・地域の株式への投資は、合計で信託財産の純資産総額の30%程度以下とします。
  - ④ 保有する外貨建資産については、為替ヘッジは原則として行ないません。
  - ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
- (3) 投資制限
  - ① 株式への投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

② 新株引受権証券等への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

③ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- ④ 同一銘柄の株式への投資制限
  - 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限
  - 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債等への投資制限
  - 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑧ 有価証券先物取引等の範囲

有価証券先物取引等は、約款第24条の範囲で行ないます。

- ⑨ スワップ取引の範囲
  - スワップ取引は、約款第25条の範囲で行ないます。
- ⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引の範囲 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第26条の範囲で行ないます。

### 3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が 少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。